

6月は
環境月間

温だん化

みんなで止めよう

地球のため

（坂城町小学生環境に関する
標語コンクール最優秀賞）

国連では、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日を「世界環境デー」と定めています。これを受けて毎年6月を「環境月間」とし、全国で環境保全に関するさまざまな行事や啓発活動が行われます。

ごみと資源物をしっかりと分別して、ごみを減らしましょう

町では、平成30年度から『可燃ごみ減量チャレンジ』「1日1人10グラム」を目標に、地域や各種団体を対象にしたごみ減量化資源化懇談会や小学生の環境学習会などを開催し、PRを行っている。1日1人10グラムの減量を達成できると、町内で年間約5トンのごみの削減につながります。

家庭内で発生するプラスチック容器、紙容器等は、可燃ごみとして捨ててしまいがちですが、資源として再利用することを心がけましょう。また、使用済小型家電も大切な資源です。燃えないごみではなく、使用済小型家電として出してください。町内

3か所の回収ボックスに出すか、サンデーリサイクルの際に無料で回収しています。

生ごみを減らしましょう

生ごみ処理機・堆肥化容器購入の補助を実施しています

生ごみは大量の水分を含んでいます。水分をよく切るだけで、ごみの減量につながるうえに、焼却施設の燃焼効率も上がります。

町では、ごみ減量化推進のため、一般家庭を対象に生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の購入費に対して補助金を交付しています。

○補助金額
購入金額の2分の1以内（上限5万円）※百円未満切り捨て

○申請書類

・生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書（町ホームページにてダウンロード可）

・生ごみ堆肥化容器購入の領収書（レシートは不可）

・生ごみ堆肥化容器の設置がわかる写真2枚（遠景・近景）



不法投棄は絶対にやめましょう

一般ごみや家電製品、粗大ごみを山林、河川、路上、空き地及び私有地等へ捨てることは不法投棄であり、土壌汚染や有害鳥獣等の発生原因となり、環境へ悪影響をもたらします。不法投棄をすると、個人の場合

合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金、もしくは

その両方の罰則が科されます。法人の場合は、3億円以下の罰金となります。

不法投棄を『しない』、『させない』、『見逃さない』環境づくりにご協力をお願いします。

犬・猫の飼い方について

犬・猫のフンや尿、猫の屋外飼育などによる苦情が多く寄せられています。

◎問い合わせ先

住民環境課環境保全係
☎82-3111（内線125）
直通75-6204

資源物リサイクルボックスをご利用ください

資源物を出す方の利便性の向上を図り、さらなるごみの減量化・資源化を促進するため、役場南側駐車場に資源物リサイクルボックスを設置していますので、ご利用ください。



- ・回収物…新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、牛乳パック、雑がみ
- ・利用日…365日（通年）
- ・利用時間…午前8時30分～午後5時

